

(議提議案第5号)

平成21年11月26日

議長 松岡兵衛様

提出者	議員	松浦紀一
〃	〃	泉二良
〃	〃	小林甚一
〃	〃	山田忠之
〃	〃	新井清次
〃	〃	高橋初
〃	〃	三浦和一
〃	〃	黒澤三千夫

議案提出について

平成21年第6回市議会臨時会(11月26日の会議)に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

[議提議案第5号] 熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

[理由] 議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員の期末手当支給割合の改定を行うため。

熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17
年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の210」を「100分の195」に、
「100分の235」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。